

査証関連情報：  
入国査証制度の変更

令和4年11月8日  
在ザンビア日本国大使館

7日、ザンビア入国管理局は、11月3日付関連文書にてザンビア入国に関する制度変更について通知したところ、概要以下のとおりお知らせします。

【ポイント】

●今次制度変更により、日本の一般旅券保有者（観光、商用等の目的の来訪者のみ。公務目的を除く。）はザンビア入国に際し査証を必要としなくなった。

【本文】

1 査証の種類

(1) 一次入国査証

査証の有効期間中に一度のみザンビアに入国可。料金は25米ドル。

(2) 複次入国査証

査証の有効期間中に二回ザンビアに入国可。料金は40米ドル。

(3) 数次入国査証

査証の有効期間中に複数回ザンビアに入国可。料金は75米ドル。数次入国査証は入国管理局本部が電子申請を通じてのみ発給するものとする。

※一次、複次、数次入国査証の有効期限は発給日から90日間とする。

(4) 通過査証

ザンビア入国に査証が必要な者が陸路でザンビアを通過する際に発給されるもの。最長7日間有効。料金は25米ドル。

(5) 日帰り査証

24時間以内にザンビアを訪問し、出国する観光客に発給されるもの。ザンビアを訪れた観光客が近隣国を訪れ、24時間以内に再入国する場合にも適用される。料金は10米ドル。

※日帰り査証はビクトリアの滝及びカズングラの各国境管理局でのみ適用される。

2 旅行者及び観光客

一般旅行者及び観光客は、ザンビアに最初に入国した日から12か月のうち、90日間自由に滞在することができ、商用旅行者は12か月のうち、30日間自由に滞在することができる。

### 3 外国人のための査証の必要条件

入国を希望する外国人は3つのカテゴリーに分類される。

(1) ザンビアに入国するために査証を必要としない国籍の者

日本を含む114か国・地域

※英国、米国、カナダ、ノルウェー、ニュージーランド、オーストラリア、中国、日本、韓国、湾岸諸国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、イラク、アラブ首長国連邦）は、今次制度変更により査証免除となった。

(2) 到着時又は在外公館にて査証手続を必要とする国籍の者

84か国・地域

(3) 渡航前に査証申請が必要な国籍の者

55か国・地域

※ザンビアに入国するために通常、査証を必要とする全ての者は電子申請を行うことができる。

#### 【参考】

■ ザンビア出入国管理局

<https://www.zambiaimmigration.gov.zm/>

#### 【在留届・たびレジ】

このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの

方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又は  
たびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案  
内いただけますようお願いいたします。

**【問合わせ先】**

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No.5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>